

平成 24 年 3 月 22 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しを行います。概要は次のとおりです。

「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 24 年 4 月 5 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 24 年 4 月 5 日（木）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 24 年 4 月 5 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて

平成24年 3月22日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>本所では、かねてから上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上のために上場制度の整備を行ってまいりましたが、昨年、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、これらを防止して企業価値の向上に資すべきコーポレート・ガバナンスが機能していなかったとして、証券市場に対する投資家の不信感が高まっています。</p> <p>そこで、株主の負託に応えようと日々企業価値の向上に取り組んでいる多くの上場会社に対する投資家の不信感を払拭し、一步でも証券市場の信頼回復を図るため、独立役員に関する情報開示の充実や、独立役員が期待される役割を果たすための対応など、上場制度の見直しを行います。</p>	
II. 概要 1. 独立役員に関する 情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書 における記載 (2) 株主総会招集通 知等における記載	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、独立役員として指定する者が、次のa～cに該当する場合は、それぞれに掲げる事項を開示するものとします。 <li style="margin-left: 20px;">a 上場会社の取引先又はその出身者 その旨及び取引の概要 <li style="margin-left: 20px;">b 社外役員の相互就任の関係にある先の出資者 その旨及び相互就任の概要 <li style="margin-left: 20px;">c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 その旨及び寄付の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、独立役員に関する情報を、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※上場会社との間で外観上の独立性に疑いを生じうる関係がある場合に、株主・投資者がその事実を把握したうえで判断できるように、独立役員届出書における情報提供を拡充する趣旨です。 ・上場会社が、概要を記載するまでもないと判断した場合には、概要の記載に代えて、その理由を記載することでもよいこととします。 ・社外役員の相互就任とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます。 ・株主総会参考書類の役員の選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する

項 目	内 容	備 考
		<p>旨及びその独立性に関する事項を記載するとともに、事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示することや、同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知を株主あてに発送する際に同封することが考えられます。</p>
<p>2. 社外役員に関する情報開示の拡充 (1) 独立役員届出書における記載 (2) 株主総会招集通知等における記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立役員届出書において独立性に関する事項を開示するものとします。 ・ 上場会社は、独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても、株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。 	<p>※独立役員に指定しない社外役員についても情報提供を拡充する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合に、その効用を記載することができるものとします。 ・ 独立役員の資格を充たす社外役員の全員を独立役員として指定することとしている場合には、その他の社外役員の独立性に関する事項の記載は要しないものとします。 <p>・ 1. (2) と同様の書類に記載することが考えられます。</p>
<p>3. 独立役員の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員の指定を行うよう努めるものとします。 	
<p>4. 独立役員が機能するための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保などを行うことが考えられます。
<p>5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。 	<p>※上場ルールにしたがって整備を決定する業務の適正を確保するための体制について、その構築・運用についても適切に行うことを求める趣</p>

項 目	内 容	備 考
		旨です。
Ⅲ 実施時期（予定）	・平成24年5月を目途に実施します。	

以 上